

令和2年第2回教育委員会定例会 会議録

■ 開催年月日

令和2年2月26日（水） 14時26分開会
16時26分閉会

■ 開催の場所

指宿市役所 大会議室A

■ 出席者

教育長 : 西森 廣幸
教育委員 : 七夕 利久, 別府 竜人, 福富 早央里, 中村 みゆき

■ 欠席委員

なし

■ 会議に出席した関係者の氏名並びに職員の職及び氏名

| | |
|---------------|--------|
| 教育部長 | 下吉 一宏 |
| 教育総務課長 | 鮎川 富男 |
| 学校整備室長 | 中島 裕一 |
| 学校教育課長 | 常深 章 |
| 社会教育課長 | 野元 伸浩 |
| 社会教育課参事 | 中摩 浩太郎 |
| スポーツ振興課長 | 内村 喜代志 |
| 学校給食センター所長 | 有馬 芳文 |
| 指宿商業高校事務長 | 湯ノ口 繁生 |
| 学校整備室主幹兼係長 | 田中 久夫 |
| 学校教育課係長 | 豊田 一彦 |
| 学校給食センター主幹兼係長 | 中村 巧一 |

■ 会次第

- (1) 開会の宣告
- (2) 会議成立の宣言
- (3) 前回の会議録の承認
- (4) 会議録署名者の指名
- (5) 教育長の報告
- (6) 会議の公開等について
- (7) 議事

- ・日程第1 報告第1号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について
- ・日程第2 報告第2号 令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について
- ・日程第3 報告第3号 令和2年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会関係分）の決定について
- ・日程第4 報告第4号 学校給食費の改定について
- ・日程第5 議案第2号 学校給食費補助金交付要綱の制定について
- ・日程第6 議案第3号 指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について
- ・日程第7 議案第4号 指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止について
- ・日程第8 議案第5号 指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の廃止について

（8）その他

（9）閉会の宣告

■ 会議要旨

1 開会の宣告

（西森教育長）

ただ今から、令和2年第2回指宿市教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

（西森教育長）

本日は、委員全員が出席しておりますので、会議は成立しております。

3 前回の会議録の承認

（西森教育長）

次に、前回の会議録の承認について、お諮りいたします。

令和2年第1回指宿市教育委員会定例会の会議録を承認することについて、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

（西森教育長）

ご異議なしと認め、前回会議録を承認いたします。

4 会議録署名者の指名

（西森教育長）

次に、本日の会議録署名者の指名です。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第16条第3項の規定により、本日の会議録の署名委員を、別府委員をお願いいたします。

5 教育長の報告

(西森教育長)

次に、教育長の報告です。別紙、資料を準備してありますのでご覧ください。

1番目と8番目に書いてございますが、定例の校長研修会、教頭研修会を行いました。第5回ということで、最後の管理職研修会となり、1年間の総括と次年度への準備をお願いしたところ です。

2番目ですが、1月29日に指宿市学校医等懇談会を行いました。学校医、歯科医、薬剤師の先生方に集まっておきまして、事務局との情報交換会を毎年実施しております。学校の検診や就学時検診など、いろいろな機会でお世話になっておりますので、お礼を申し上げたり、課題等をお聞かせいただいたりしたところです。

それから5番目ですが、2月1日に市PTA活動研究発表大会・おやしサミットが、なのはな館の視聴覚室で行われました。当番になっている学校等に、1年間のPTA活動の事例発表をしていただいたところですが、それぞれのPTA担当で、特色ある活動等が展開されていたと思っております。

6番目の第20回いぶすき菜の花剣道錬成大会と、7番目の第6回今和泉校区文化祭は同じ日にあり、掛け持ちでございました。総合体育館で行われた剣道錬成大会は、県下各地から中学校の剣士が集まって、毎年大会を開いております。今和泉校区文化祭は、今和泉小学校の体育館で行われ、校区の文化祭ができるということは大変有難いなと思えます。幼児から高齢者まで様々な種目、または展示発表をしていただきました。

9番目ですが、2月12日に第1回市議会臨時会が開催されました。その時に、お二人の教育委員の同意がされたところです。

10番目は、県下一周市郡対抗駅伝競走大会の指宿チーム出発式を、2月14日の9時から庁舎ロビーで行いました。選手の皆さんはこの日、鹿児島市での開会行事に参加し、次の日の15日から19日までの5日間、県下一周ということで競走大会が展開されました。今年度は、Cクラス優勝で4連覇ということで、1年がかりの取組をしていただいたところです。

11番目は、市民講座と寿大学の合同閉講式を行いました。合同の開講式も実施したわけですが、一堂に会して、生涯学習がどういう形で展開されておられるかという発表等もありまして、大変有意義であったなと思っております。

12番目は、地域と学校の連携協働推進本部会議。学校応援団、放課後子ども教室といった事業を、社会教育課で取り組んでいただいておりますけれども、学校と地域が協働して子供たちを育てていこうと、そういう情報交換等もこの中でなされたところです。

以上、教育長報告を終わります。

6 会議の公開等について

(西森教育長)

次に、本日の会議の公開についてお諮りいたします。

本日の会議は、全て公開で議事を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱います。

7 議事

(西森教育長)

それでは、議事に入ります。

日程第1，報告第1号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第1，報告第1号，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について，ご説明を申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき，令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会関係分）を別冊のとおり決定いたしましたので，同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明いたしますので，別冊1の2ページをお開きください。

令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）は，歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14億1,153万4千円を減額し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ，257億4,012万2千円とするものであります。

6ページをお開きください。

中ほどになりますが，款9教育費は5,405万2千円を減額し，歳出の総額を22億827万4千円にするものであります。今回の補正の主な内容は，令和元年度の事業費の確定等による不用額の整理等であります。

それでは，予算に関する説明書に基づき，主なものについてご説明いたします。歳入からご説明いたしますので，16ページをお開きください。

款13使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料，節4高等学校使用料，380万2千円の補正は，生徒数確定に伴う授業料の減額であります。

次は，18ページをお開きください。

款14国庫支出金，項2国庫補助金，目7教育費国庫補助金，節1小学校費補助金のうち，2,112万3千円の補正は，開聞小学校体育館大規模改造工事の学校施設環境改善交付金決定に伴う増額であります。

節2中学校費補助金のうち，428万3千円の補正は，開聞中学校管理普通教室棟1階トイレ改修工事の学校施設環境改善交付金決定に伴う増額であります。

次に、21ページをお開きください。

款20諸収入，項4雑入，目1雑入，節5その他雑入のうち，説明欄の上から2番目，540万円の減額補正は，日本海事科学振興財団の助成事業不採択によるもの，上から9番目建物災害共済金756万3千円の補正は，平成28年の指宿総合体育館等の台風災害に伴う建物災害共済金の増額であります。

23ページをお開きください。

款21市債，項1市債，目8教育債，節2小学校債，3,690万円の補正は，開聞小学校体育館大規模改造工事の事業費確定に伴う減額であります。

節3中学校債，970万円の補正は，開聞中学校管理普通教室棟1階トイレ改修工事の事業費確定に伴う減額であります。

節4社会教育債，240万円の補正は，C O C C Oはしむれ歴史劇場屋上防水改修工事費及び中央公民館内部改修工事費確定に伴う減額であります。

節5保健体育債，640万円の補正は，大成運動場改修工事，開聞総合グラウンドLED化設計業務及び市営野球場改修工事設計業務の事業費確定に伴う減額であります。

次に，歳出について主なものを説明いたしますので，25ページをお開きください。

款9教育費，項2小学校費，目1学校管理費，節13委託料，10万円の補正は，開聞小学校体育館大規模改造工事監理業務委託の不用見込額70万円の減額，及び柳田小学校と徳光小学校に特別支援教室を新たに設置するため，畳等を取り付けるための設置業務委託60万円の増額で，差し引き10万円の減額であります。

節15工事請負費，1,200万円の補正は，開聞小学校体育館大規模改造工事の事業費確定に伴う減額であります。

節18備品購入費，107万5千円の補正は，令和2年度に新設又は増設予定の特別支援学級（徳光小学校，柳田小学校，丹波小学校）に必要な備品の購入費，111万1千円の増額と，理科教育設備整備等補助事業の事業費確定に伴う3万6千円の減額によるものであります。

26ページをご覧ください。

項3中学校費，目1学校管理費，節15工事請負費，880万円の補正は，開聞中学校管理普通教室棟1階トイレ改修工事など事業費確定に伴う減額であります。

次に，27ページをお開きください。

項4高等学校費，目2教育振興費，節14使用料及び賃借料，110万円の補正は，第1及び第2情報処理実習室コンピュータ等の機器賃貸借契約の事業費確定に伴う減額であります。

節19負担金補助及び交付金，120万円の補正は，学校活性化事業の補助金額確定に伴う減額であります。

28ページをご覧ください。

項6社会教育費，目2公民館費，節15工事請負費，126万8千円の補正は，中央公民館内部改修工事，指宿校区公民館通路舗装工事の事業費確定に伴う減額であります。

目7社会教育施設費，節11需用費，329万2千円の補正は，企画展図録等の印刷製本費及び光熱水費等の不用額の減額であります。

節13委託料，575万7千円の補正は，企画展に関する委託料及び山川庁舎移転改修工事に伴う市民会館・山川文化ホールの指定管理料の不用額の減額であります。

節15工事請負費、118万8千円の補正は、COCCOはしむれの歴史劇場屋上防水改修工事の事業費確定に伴う減額であります。

29ページをお開きください。

項7保健体育費、目2社会体育施設費、節13委託料、60万6千円の補正は、市営野球場改修工事設計業務委託料等の事業費確定に伴う減額であります。

以上で、報告第1号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第9号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について、説明を終わります。

（西森教育長）

この補正予算は、今、開会しております定例市議会で示しておりますので、お知りおきください。説明の中でありましたように、今年度の事業等が終わりましたので、その実績に基づいて不用額等が生じた分は返納すると。また、特別支援学級を来年度に新設する学校については、備品等を購入したり、畳を敷いたりするということで、別予算をいただきたいということをお願いをしている、そういうような補正予算です。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

（なしの声）

（西森教育長）

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第1、報告第1号は終了いたします。

（西森教育長）

次に、日程第2、報告第2号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

（下吉部長）

日程第2、報告第2号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の3ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会関係分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明申し上げますので、別冊2の2ページをお開きください。

令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億4,234万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、264億8,246万4千円とするものであります。

4ページをお開きください。

款9教育費は、7億4,234万2千円を増額し、歳出の総額を29億5,061万6千円にするものであります。今回の補正の主な内容は、国庫補助金の学校施設環境改善交付金が、事業前倒しにより令和元年度で交付決定がなされたことから、今回の3月補正にて事業費を計上するものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づきご説明いたします。歳入からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目7教育費国庫補助金、節1小学校費補助金、1億3,538万2千円の補正は、池田小学校体育館非構造部材耐震化事業及び新生山川小学校統合校舎改修事業に係る学校施設環境改善交付金決定に伴う増額であります。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金、1億2,946万円の補正は、同じく2事業分に伴う増額であります。

款21市債、項1市債、目8教育債、節2小学校債、4億7,750万円の補正は、同じく2事業分に伴う市町村合併特例事業及び過疎対策事業分の増額であります。

次に、歳出につきまして、ご説明いたしますので、11ページをご覧ください。一番最後のページになります。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節12役務費、7万2千円の補正は、新生山川小学校バスターミナル建築確認手数料と新生山川小学校統合校舎改修事業に伴う水道検査手数料を増額するものであります。

節13委託料、3,202万5千円の補正は、池田小学校体育館非構造部材耐震化工事及び新生山川小学校統合校舎改修工事に係る監理業務委託、1,914万3千円の投資的委託料補助事業分と、新生山川小学校統合校舎改修工事に係る仮設教室等設置業務委託など、1,288万2千円のその他委託料を増額するものであります。

節15工事請負費、7億624万円の補正は、池田小学校体育館非構造部材耐震化工事及び新生山川小学校統合校舎改修工事の補助事業6億3,014万円と、新生山川小学校バスターミナル造成等工事及び既存浄化槽撤去等工事7,610万円の単独事業分を増額するものであります。

節22補償・補填及び賠償金、400万4千円の補正は、新生山川小学校バスターミナル造成地の立木補償を増額するものであります。

節27公課費、1千円の補正は、新生山川小学校バスターミナル造成に伴う立木補償契約に係る印紙代であります。

戻りまして、5ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正につきましては、池田小学校体育館非構造部材耐震化工事に係る6,294万円と、新生山川小学校統合校舎改修等事業に係る6億9,314万1千円を次年度に繰り越して実施できるよう追加するものであります。

以上で、報告第2号、令和元年度指宿市一般会計補正予算（第10号）に係る議案（教育委員会関係分）の決定について、説明を終わります。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。
他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
以上で、日程第2，報告第2号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第3，報告第3号，令和2年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会関係分）の決定についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第3，報告第3号，令和2年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会関係分）の決定について、ご説明を申し上げます。

資料の4ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、令和2年度指宿市一般会計予算に係る議案（教育委員会関係分）を別冊のとおり決定いたしましたので、同条第2項の規定により教育委員会に報告するものであります。

別冊資料でご説明申し上げますので、別冊3の2ページをお開きください。

令和2年度指宿市一般会計予算は、第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、279億6,800万円を計上し、前年度比10.9%、27億5,700万円の増額となっております。

14ページをお開きください。

歳出予算の款9教育費は、43億4,677万3千円を計上いたしました。前年度と比較して、99%、21億6,296万2千円の増額であります。

それでは、歳入から主なものをご説明いたしますので、20ページをお開きください。

款13分担金及び負担金，項2負担金，目4教育費負担金，192万4千円は、節1小学校費負担金から節3高等学校費負担金までで、日本スポーツ振興センター保護者負担金であります。

22ページをお開きください。

款14使用料及び手数料，項1使用料，目7教育使用料，7,611万6千円は、節1教育総務使用料から節7保健体育使用料までで、主なものは節4高等学校使用料，6,670万3千円の指宿商業高等学校の授業料や入学料，節6社会教育使用料，863万8千円の考古博物館や市民会館など社会教育施設の使用料であります。

次に、25ページをお開きください。

款15国庫支出金，項2国庫補助金，目8教育費国庫補助金，1億529万4千円は，節1小学校費補助金から，次のページの節4保健体育費補助金までで，主なものは節1小学校費補助金，2,351万2千円で特別支援教育就学奨励費，へき地児童生徒援助費等補助金，節3社会教育費補助金，658万7千円で遺跡確認調査費に係る補助金，節4保健体育費補助金，7,480万円の市営野球場改修工事に係る社会資本整備総合交付金であります。

29ページをお開きください。

款16県支出金，項2県補助金，目8教育費県補助金，140万円の主なものは，節2社会教育費補助金，82万9千円で遺跡確認調査費と，かごしま地域塾推進事業費に係る補助金，節3保健体育費補助金，42万9千円で，東京2020オリンピック聖火リレーの開催に伴う陸上競技場の養生に対する補助金であります。

31ページをお開きください。

款17財産収入，項1財産運用収入，目1財産貸付収入，節1土地建物等貸付収入，1,357万3千円のうち，教育委員会所管分は，説明欄上から3行目の校長住宅等貸付料456万円で，教職員住宅25戸分であります。

33ページをお開きください。

款18寄附金，項1寄附金，目2指定寄附金，節1スポーツ・文化振興基金寄附金，50万円は，スポーツ・文化振興のための寄附金を計上するものであります。

34ページをご覧ください。

款19繰入金，項2基金繰入金，目3新小田奨学資金基金繰入金，59万9千円は，新小田奨学資金奨学生10名分に係る繰入金であります。

目8スポーツ・文化振興基金繰入金，196万円は，スポーツ・文化の各種大会に出場する個人・団体への補助金等に充てるための繰入金であります。

35ページをお開きください。

目10図書購入基金繰入金，70万円は，小中学校・指宿商業高等学校及び図書館等の図書購入に充てるための繰入金であります。

36ページをご覧ください。

款21諸収入，項4雑入，目1雑入，2億1,577万1千円のうち，教育委員会所管分は，節1電気料実費徴収金の説明欄上から2行目の商業高校，3行目の博物館，4つ下の公民館，2つ下の体育館，6つ下の山川文化ホール，次の小学校と市民会館の計603万円であります。

38ページをご覧ください。

節5その他雑入は，説明欄上から8行目の市民講座個人負担金75万円，2つ下の寿大学個人負担金22万5千円，次の日本海事科学振興財団助成金204万8千円，2つ下の指宿まると博物館情報発信事業費170万円，下から7行目の雇用保険料被保険者負担金148万4千円のうち，68万9千円，次のページ3行目の有料広告収入109万円のうち，20万円，スポーツ安全保険事務費5千円，最終行の「その他」116万8千円のうち，8万2千円の計569万9千円であります。

次に，41ページをお開きください。

款22市債，項1市債，目8教育債，21億5,720万円のうち，節1教育総務債3,200万円は，過疎対策事業債を活用して，外国語指導助手招致事業と特別支援教育支援員配置事業を行うものであります。

節2 小学校債、2,530万円は、新生山川小学校のスクールバス購入を、過疎対策事業債を活用して行うものであります。

節3 社会教育債、14億5,980万円は、市民会館建築工事、山川文化ホール吊り天井落下防止ネット設置工事、博物館棟屋上防水改修工事、丹波校区公民館塔屋解体及び外壁改修工事並びに内部改修工事、今和泉校区公民館塔屋解体及び外壁改修設計業務委託、指宿図書館空調取替工事を、市町村合併特例債を活用して行うものであります。

節4 保健体育債、6億4,010万円のうち、説明欄1行目の市町村合併特例事業4億9,620万円は、市営野球場改修工事と開聞総合グラウンドLED化等改修工事分を、市町村合併特例債を活用して行うものであります。

同じく説明欄2行目の過疎対策事業1億4,390万円は、指宿学校給食センター空調設備改修工事と、工事監理業務委託及び山川学校給食センター改修工事と工事監理業務委託を、過疎対策事業債を活用して行うものであります。

以上が、教育委員会所管の主な歳入であります。

次に、教育費の歳出の主なものについて説明いたしますので、45ページをお開きください。

上の表の計の欄であります。款9 教育費、項1 教育総務費には、3億5,097万9千円を計上いたしました。

43ページにお戻りください。

目1 教育委員会費、210万6千円の主なものは、教育委員の委員報酬であります。

目2 事務局費、2億6,430万8千円の主なものは、教育長、教育部長、教育総務課、学校教育課職員の給与、学校図書館事務職員、学校主事、学校事務補助員等の会計年度任用職員の報酬及び教職員住宅の管理費であります。

44ページをご覧ください。

目3 教育振興費、8,456万5千円の主なものは、学校運営協議会の委員報酬や望ましい学校づくり調整会議委員への謝金、小中・高等学校における英語教育の充実を図るための外国語指導助手招致事業や外国語活動支援員配置事業、小学5年から中学1年の小中一貫教育中期における交流活動や中学校教員による乗り入れ授業を行う小中一貫教育推進事業、北指宿中学校の校務支援システムトライアル導入費用、千歳市との青少年交流事業、トップアスリート等が小学生・中学生を対象に授業を行う「こころのプロジェクト夢の教室事業」、スポーツの普及、競技力向上の対策や、文化活動の技量向上対策として活用する、スポーツ・文化振興基金の積立金等に係る経費などであります。

46ページ一番下の計の欄をご覧ください。

項2 小学校費には、3億183万8千円を計上しました。

45ページにお戻りください。

目1 学校管理費、2億1,606万3千円の主なものは、各小学校の管理に要する経費、校務用パソコン借上料、指宿小学校駐車場整備事業、魚見小学校窓枠改修設計業務委託、柳田小学校放送設備更新業務委託、今和泉小学校体育館大規模改造工事設計業務委託、新生山川小学校再編準備に係る経費、スクールバス購入などであります。

46ページをご覧ください。

目2教育振興費, 4,171万1千円の主なものは, 各小学校の教材・図書備品購入費やパソコン借り上げ料等で, 令和3年4月開校予定の新生山川小学校に, 新たに児童用パソコン120台, 管理用パソコン1台, 指導者用パソコン16台を導入するための費用が含まれております。

目3学校教育振興費, 4,406万4千円の主なものは, 学校医等に対する報酬, 学力検査及び教職員・児童に係る各種健康診断等の委託料, 要・準要保護児童就学援助費等であります。

48ページを開き, 上の表の計の欄をご覧ください。

項3中学校費には, 1億1,960万4千円を計上しました。

47ページにお戻りください。

目1学校管理費, 5,576万2千円の主なものは, 各中学校の管理に要する経費, 校務用パソコン借上料, 南指宿中学校プール給水管修繕のほか, 施設維持に必要な施設改修工事費などです。

目2教育振興費, 3,045万3千円の主なものは, 各中学校の教材・図書備品購入費やパソコン借り上げ料等です。

目3学校教育振興費, 3,338万9千円の主なものは, 学校医等の報酬, 学力検査及び教職員・生徒に係る各種健康診断等の委託料, 要・準要保護児童就学援助費等です。

50ページを開き, 上の表の計の欄をご覧ください。

項4高等学校費には, 4億7,882万2千円を計上しました。

48ページにお戻りください。

目1学校管理費4億5,321万4千円の主なものは, 職員人件費や指宿商業高等学校の学校運営に係る経費, 施設の維持・管理に係る経費及び消耗品費です。

49ページをお開きください。

目2教育振興費, 2,560万8千円の主なものは, 指宿商業高等学校の教材・図書備品購入費及びパソコン借上料ほか, 指宿商業高等学校活性化補助金です。

55ページを開き, 表の計の欄をご覧ください。

項6社会教育費には, 18億8,107万9千円を計上しました。

50ページにお戻りください。

目1社会教育総務費, 1億2,837万円の主なものは, 職員人件費等です。

51ページをお開きください。

目2公民館費, 8,821万円の主なものは, 中央公民館・校区公民館の管理運営に要する経費, 指宿校区公民館耐震診断業務, 今和泉校区公民館塔屋解体及び外壁改修設計業務, 丹波校区公民館のアスベストを含む内部改修工事費, 丹波校区公民館塔屋解体及び外壁改修工事費等です。

52ページをご覧ください。

目3図書館費, 1億9,806万1千円の主なものは, 市立図書館の指定管理委託料, 指宿図書館空調取替工事費, 指宿市図書購入基金を活用した図書の購入費等です。

53ページをお開きください。

目5青少年育成費, 434万9千円の主なものは, 青少年対策のための青少年問題協議会や青少年育成センターの設置, 青少年健全育成のための地域青少年体験事業補助金や青少年育成推進員の配置等に要する経費です。

目6 文化財保護費, 1,577万円の主なものは, 国指定史跡指宿橋牟礼川遺跡等の管理委託料や, 橋牟礼川遺跡報告書作成のための出土遺物実測委託料, 報告書印刷製本費等であります。

54ページをご覧ください。

目7 社会教育施設費, 14億3,575万5千円の主なものは, 市民会館・山川文化ホールの指定管理委託料, 指宿市民会館建築工事, 山川文化ホール吊り天井落下防止ネット設置工事, はしむれの屋上防水改修工事費等であります。

55ページをお開きください。

目8 社会教育振興費, 1,041万円の主なものは, 生涯学習フェスティバルの開催, 社会教育団体の活動支援, 学校応援団及び地域学校協働活動の推進に係る経費等であります。

58ページを開き, 上の表の計の欄をご覧ください。

項7 保健体育費には, 12億1,437万1千円を計上しました。

56ページにお戻りください。

目1 社会体育総務費, 6,695万2千円の主なものは, 職員人件費, 各種スポーツ大会等の開催, 各種団体育成補助事業, 学校体育施設開放事業等に係る経費であります。

57ページをお開きください。

目2 社会体育施設費, 7億2,292万1千円の主なものは, 山川勤労者体育センター体育館雨漏り修繕, 開聞総合体育館非常照明取替修繕, 開聞総合体育館サブアリーナ空調改修, 市内22体育施設の指定管理料, 開聞総合グラウンドLED化等改修工事及び市営野球場改修工事等であります。

目3 学校給食センター費, 4億2,449万8千円の主なものは, 職員人件費, 学校給食センターの管理運営に要する経費, 指宿学校給食センターの洗浄室と炊飯室への空調設備設置費, 老朽化に伴う山川学校給食センターの施設等改修費, 給食費の一部助成に係る経費, 及び, 指宿・山川両学校給食センターの調理配送業務の委託に係る経費であります。

以上が, 令和2年度指宿市一般会計予算に係る議案(教育委員会関係分)の概要であります。また, 本日追加して配布いたしました「報告第3号資料 令和2年度主要事業説明書」に各課の主な事業, 事業費そして補助金・負担金が記載してありますので, お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

(西森教育長)

見慣れない予算書を追いかけるのに大変だったと思いますが, 今, 部長からありました報告第3号資料に, 説明していただいた事業を掲載してあります。令和2年度は, それぞれの課でこういう事業をするのだなというのは, また後もお目通しくださいませ分るかと思いますが, 令和2年度は, それぞれの課で大きな事業等を進めていくこととなります。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

デジタル教科書は補正ですか。

(豊田係長)

はい, そうです。

(西森教育長)

来年度以降、デジタル教科書を導入するということで、補正で対応をして4月から使えるようにします。学校教育課長、何年生からデジタル教科書になるのですか。

(常深課長)

国語が3・4・5・6年生。算数が3・4・5年生ということで予定しております。

(西森教育長)

新生「山川小学校」に、120台のタブレットを導入することになっております。概要でいいですので、それについての説明をお願いします。

(鮎川課長)

令和3年4月1日に開校予定の新生「山川小学校」のパソコン整備ということで、新たに児童用のタブレット型パソコンを120台。管理用を1台。それから、学習指導者用パソコンを16台ということで考えております。これまでは、他の市内小中学校はパソコン教室にあるのみでしたが、新生「山川小学校」はプラス2クラス分の120台の導入を検討しております。

(西森教育長)

新生「山川小学校」は、特色ある活動としてICT教育をとということもあり、そういう備品を整理していただくということです。

これから議会等で審議していただいて、このとおりお願いができればという状況でございます。

(七夕職務代理者)

25ページの目8教育費国庫補助金、節1小学校費補助金に、へき地児童生徒援助費等補助金とありますが、このことについて、もう少し詳しく説明をしていただけないでしょうか。

(中島室長)

国がこのような名称にしておりまして、中身につきましては、新生「山川小学校」のスクールバス7台分の購入費に係る国の補助金となっております。これについての予算計上をしているところです。

(別府委員)

丹波校区公民館解体とありますが、全て解体するのでしょうか。

(野元課長)

丹波校区公民館塔屋等の解体については、耐震工事となっております。丹波校区公民館の1階と2階は、耐震について問題はないのですが、上のほうに排気塔のような塔屋が乗っておりまして、そこは耐震がないということで、その部分を解体することになっております。そこを解体す

るにあたって、外壁等が崩れる可能性があるということで、同時に外壁等の工事を行う内容となっております。

(西森教育長)

今後、事業の進捗状況等も説明していただいて、把握をしていただきたいと思います。

(別府委員)

主だった施設で、市民会館や野球場等の完成目途はいつ頃になるのですか。

(中摩参事)

市民会館につきましては、7月に着工する計画でおりまして、工事期間が17か月と聞いております。令和3年11月か12月頃に、工事が終了する見込みでいるところでございます。

(西森教育長)

野球場は。

(内村課長)

野球場につきましては、5月に入札を行いまして、最終的には令和3年8月中旬完了を予定しております。

(西森教育長)

市民会館は新設、野球場は改修となっております。改修はどの程度なのか、大まかでいいので説明してください。

(内村課長)

改修の中身としましては、撤去をする照明が4塔あるのですが、撤去後は新築しないこととなっております。それに伴いまして、キュービクルも撤去します。それから、本部席の裏に倉庫があるのですが、それについても撤去をして新築はしないこととしております。

外野スタンド以外の所は、ほぼ改修をするということで、バックスクリーンやスコアボードの改修もするのですが、バックスクリーンについては、バックスクリーンの上に電光スコアボードを取り付けるものになっております。それと、本部席については2階建てで、2階に1列10人席を7段、それを3箇所、210席を造る予定でおります。

(西森教育長)

雨の日があるので、屋根付きですね。

(内村課長)

屋根付きの座席を設置する予定でございます。

(西森教育長)

またいろいろな機会に報告はさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
以上で、日程第3、報告第3号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第4、報告第4号、学校給食費の改定についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第4、報告第4号、学校給食費の改定について、ご説明を申し上げます。
資料の5ページをお開きください。

指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり学校給食費を改定することについて、教育長が専決処理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

学校給食費については、指宿市学校給食センター条例施行規則第4条第6項第1号及び指宿市学校給食センター管理運営要綱第3条の規定により、「指宿市学校給食センター運営委員会に諮って審議し、指宿市教育委員会が決定する。」とされておりますが、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第21条第1項第13号の規定により、教育長の専決事項となっております。

今回、次のとおり学校給食費を改定し、教育長が専決処理したので、同条第3項の規定により報告するものであります。改定の内容につきましては、令和2年4月分からの学校給食費を小中学校ともに月額100円値上げし、小学校の給食費を月額「3,800円」を月額「3,900円」に、中学校の給食費を月額「4,400円」を月額「4,500円」に改定したものであります。ただし、今年度から子育て支援の一環として実施している給食費の一部助成の月額900円を、来年度は月額1,000円に引き上げることから、この一部助成の引き上げ分100円を学校給食費の値上げに充て、保護者負担は現状のまま据え置くこととなります。

改定の理由につきましては、学校給食費の算定は、児童生徒1人1回あたりの平均的な栄養量を確保することを前提に算定することとされており、その基準は、小学校低学年が530Kcal、中学年が640 Kcal、高学年が750 Kcal、中学生が820 Kcalで、成長期にある子供達が、必要な栄養をバランスよく摂取できるような献立作りが求められています。このような中、学校給食センターでは、安心・安全な給食の提供を大前提として、地産地消を推進し、郷土食・行事食など工夫した献立を実施しながら、おいしい給食の提供に努めておりますが、令和2年度から、パンの個包装を実施することによる経費負担増や、消費税率アップに伴う食材料費の値上げも予想され、

現在の給食費では、適切に給食を維持していくことが困難と見込まれることから、給食費の値上げを実施したものであります。

以上で、報告第4号、学校給食費の改定について、説明を終わります。

(西森教育長)

小学校と中学校、給食費を100円上げるとのことです。この上げることについては、給食運営協議会で審議をして、承認をいただいているという状況です。上がった分については、市の補助金を100円上げるので、保護者の負担は変わらないという説明でございました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

以上で、日程第4、報告第4号は終了いたします。

(西森教育長)

次に、日程第5、議案第2号、学校給食費補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第5、議案第2号、指宿市学校給食費等補助金交付要綱の制定について、提案のご説明を申し上げます。

資料の8ページをお開きください。

指宿市学校給食費等補助金交付要綱を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。学校給食費の補助金につきましては、子育て支援の一環として、学校給食費の保護者負担を軽減することを目的として、指宿市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者に対して、平成31年4月分の学校給食費から月額900円、年額で9,900円の一部助成を行っております。

この一部助成につきましては、平成31年度は、「給食費保護者負担軽減分給食食材料費」として需用費で予算計上しておりますが、令和2年度から、指宿市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者だけでなく、市内に住所があり、鹿児島県立指宿養護学校に通学する児童生徒や市外の学校に通学する児童生徒の保護者に対しても補助を実施することから、指宿市学校給食費等補助金交付要綱を制定し、補助金として交付しようとするものであります。

要綱の詳細につきましては、有馬学校給食センター所長が説明いたします。

(有馬所長)

それでは、指宿市学校給食費等補助金交付要綱の概要についてご説明いたしますので、資料の9ページをお開きください。

まず、第1条は、趣旨について規定しております。「学校給食費等の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子育て支援を推進することを目的として市が行う指宿市学校給食費等補助金の交付に関し、必要な事項を定めるもの。」と規定しております。

次に、第3条は、補助対象者について規定しております。補助金の交付を受けることができる者は、①指宿市立小中学校に通学している児童生徒の保護者、②市内に住所を有し、鹿児島県立指宿養護学校に通学する児童生徒の保護者、③市内に住所を有し、市外の小中学校に通学する児童生徒の保護者と規定しております。この2番目と3番目につきましては、来年度から新たに追加する補助対象者となっております。

10ページをお開きください。

同条第2項第3号では、「学校給食費を滞納しているとき」については、補助金の交付を受けることができないと規定しております。学校給食費を滞納した場合には、誓約書を出してもらうことを条件に交付をするようにしておりますが、こういった誓約書がない保護者につきましては、補助金の交付はしないという取り扱いにしているところであります。

次に、第4条は、補助金の額について規定しております。補助金の額は、予算の範囲内において交付すると規定しております。今年度の補助金の額は月額900円ですが、来年度は月額1,000円で当初予算に計上しているところでございます。

次に、第11条は、交付の方法等について規定しており、第2項では、受任給食管理者（給食センター所長）は、交付を受けた補助金を、第3条第1項第1号及び第2号の規定による補助対象者の負担する学校給食費のうちから減ずるものとする規定しており、保護者は、補助金を差し引いた給食費である、小学校が月額2,900円、中学校が月額3,500円を負担することになります。

次に、第14条は、受任給食管理者の責務について規定しており、受任給食管理者は、補助金を学校給食費の実施を目的とする会計に収入し、学校給食費に要する経費として支出しなければならないと規定しており、補助金は、指宿・山川両学校給食センターの給食会計で受け入れ、給食食材購入費に充てることとなります。

なお、附則において、この告示は、令和2年4月1日から施行すると規定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

令和元年度から補助をしてきたわけですが、来年度からは、事業として補助金で支出するようにシステムを変えると。1年してみて、やはり改めたほうがいいのではないかとということで、来年度に向けた補助金の要綱を作ったところです。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(西森教育長)

暫時休憩いたします。

(西森教育長)

会議を再開いたします。

他にご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第5，議案第2号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第5，議案第2号は、提案のとおり可決することいたします。

(西森教育長)

次に、日程第6，議案第3号，指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第6，議案第3号，指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

資料の20ページをお開きください。

指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部を別紙のとおり改正したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

改正の理由は、令和2年4月1日から施行される「民法の一部を改正する法律」において、個人根保証契約の締結時には、保証人が支払の責任を負う金額の上限である極度額を定めなければ、契約が無効となることが規定されております。本市の貸与型奨学資金の貸与や償還の誓約も同契約と解されることから、両施行規則の関係様式に極度額を明記するため、所要の改正を行うものであります。連帯保証人1人の最終的な極度額については、「連帯保証人は、奨学生本人と同様の償還の責任を負うもの」とされていることから、貸与総額と同額としております。また、これに併せて、償還計画書の償還内容について、文言の整理を行っております。

なお、附則において、この規則は、令和2年4月1日から施行することとしております。

詳細につきましては、鮎川教育総務課長がご説明を申し上げます。

(鮎川課長)

それでは、補足してご説明を申し上げます。

今回、提案をいたします、指宿市奨学資金条例施行規則及び指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則の一部改正につきましては、先ほど奨学生の選考会がございました、両制度の運用、必要な手続きの中で使用する様式の改正を行おうとするものであります。

まず、先ほどの部長の説明の中で、「個人根保証契約の締結時には、保証人が支払の責任を負う金額の上限である極度額を定めなければ、契約が無効となる」旨の説明がありましたが、この「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約のことで、保証人となる時点では、実際にどれだけの債務が発生するのかははっきりしないなど、どれだけの金額を保証するのか分からないケースをいいます。このため、保証人が将来的に債務を保証する上限額をあらかじめ明確にし、想定外の債務を負うことがないように、契約時において極度額を定めることとされたところであります。

そこで、本市の貸与型である二つの奨学資金制度における極度額の定め方については、「連帯保証人は、奨学生本人と同様の償還の責任を負う」という基本的な考え方に基づき、奨学生が貸与を受けようとする額又は貸与を受けた額（借用総額）を極度額として定めることといたしました。

それでは、改正内容について、ご説明いたします。先ほど、部長のほうから所要の様式の改正というご説明がありました。今回の改正は、全て様式の改正になります。

資料の21ページをご覧ください。

指宿市奨学資金条例施行規則の一部改正の中で、第4号様式を次のように改めるということで、次の22ページをご覧くださいまして、そこに改正後の第4号様式が掲載してございます。

次の23ページには、第10号様式を次のように改めるということで、24ページに第10号様式が掲載してあります。同じく25ページに、第16号様式を次のように改めるということで、26ページ、27ページにかけて掲載をしてございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で説明いたしますので、36ページをお開きください。

左側が現行の様式で、右側の改正後（案）のアンダーラインの部分が改正箇所になります。貸与開始前に提出する誓約書（第4号様式）では、第1・第2連帯保証人が誓約時における貸与予定の総額を極度額として、それぞれ記載することとしております。

次に、37ページをご覧ください。

連帯保証人を変更する場合には、連帯保証人変更届（第10号様式）を提出していただきますが、新連帯保証人は旧連帯保証人の極度額を引き継ぐものとしております。また、旧連帯保証人に極度額が定められていない場合の新連帯保証人の極度額は、誓約書提出時における貸与予定総額、又は借用証書提出時における借用総額を記載することとしました。

次に、38ページをお開きください。

貸与終了後に提出する奨学資金借用証書（第16号様式）には、実際に貸与を受けた奨学資金の総額（借用総額）を極度額として記載することといたしました。

次に、39ページをお開きください。

ただいまご説明いたしました奨学資金借用証書（第16号様式）の裏面になりますが、奨学資金償還計画書の償還内容について、文言を整理いたしました。これまではそれぞれ1回当たりの償還額について、千円単位で償還を行い、千円未満の端数が生じる場合は、年賦及び半年賦は最終の償還額で調整を、月賦は毎年度3月の償還月で調整することとなっております。しかしながら、本市の貸与型奨学資金制度は無利息であることから、原則として千円未満の端数が生じることはないこと、また償還額の記載方法も一般的に千円単位の記載は馴染みがないことから、償還

額の記載を全て「千円」から「円」に改めるとともに、月賦による返済の3月の償還額に係る部分を他の償還と同様に「最終の償還額」で統一することといたしました。

なお、ただいま指宿市奨学資金条例施行規則の新旧対照表でご説明申し上げましたが、指宿市大重・岩崎奨学資金条例施行規則も改正内容は同様でありますので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

様式等の変更ということで提案がありました。

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第6，議案第3号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第6，議案第3号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第7，議案第4号，指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止についてを議題といたします。

提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第7，議案第4号，指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の44ページをお開きください。

指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則を別紙のとおり制定したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めらるるものであります。

廃止の理由につきましては、令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、本市が実施していた私立幼稚園の入園料及び保育料の減額又は免除に係る補助金交付の措置が必要なくなったためであります。私立幼稚園就園奨励費補助金は、平成24年度に成立した子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園に対する制度で、指宿市内の幼稚園は順次新制度に移行し、平成29年度に全ての幼稚園が新制度に移行し、本補助金は平成30年度以降運用がありませんでした。

なお、附則において、この規則は令和2年4月1日から施行することとしております。
以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

対象の幼稚園がないということでございます。
ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。
日程第7、議案第4号については、提案のとおり可決することよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第7、議案第4号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

次に、日程第8、議案第5号、指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の廃止についてを議題といたします。
提案の説明をお願いします。

(下吉部長)

日程第8、議案第5号、指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱の廃止について、提案のご説明を申し上げます。

資料の46ページをお開きください。

指宿市多子世帯幼稚園保育料等軽減事業費補助金交付要綱を廃止したいので、指宿市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により教育委員会の議決を求めるものであります。

廃止の理由は、先ほどご審議いただきました議案第4号、指宿市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則を廃止する規則の制定についてと同様でありますので省略させていただきます。

なお、附則において、この告示は令和2年4月1日から施行することとしております。
以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(西森教育長)

ただいまの説明に対してご質疑・ご意見等ございませんか。

(なしの声)

(西森教育長)

質疑・意見等がないようですので、質疑・意見を終結いたします。

日程第8，議案第5号については、提案のとおり可決することによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(西森教育長)

それでは、日程第8，議案第5号は、提案のとおり可決することといたします。

(西森教育長)

以上で、本日、予定されていましたが議案等については、すべて終了いたしました。

その他で何かございませんか。

(七夕職務代理者)

新型コロナウイルスの対応、対策についてお聞きいたします。新型コロナウイルスが日本各地に感染、拡大しており、罹患者数も日を追うごとに増加して、今朝のニュースでは発生地での教育現場での対応が流れておりました。現在、九州では福岡県、熊本県で発生しております。もし、県内で発生した場合、現段階での対応、対策についてお話できることがあればお聞かせください。

(西森教育長)

市民の集う場所というのは学校、社会教育施設、社会体育施設等いろいろあるわけですが、学校教育課のほうから説明があればお願いします。

(常深課長)

新型コロナウイルスに関する公文書については、県教育長及び県保健体育課長から1月23日以降、11回にわたって通知文が発出されているところでございます。その主な内容は、児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、自宅で休養するように呼びかけることや新型コロナウイルスに感染している場合は、学校保健安全法に則って出席停止扱いをすること、教室のこまめな換気、温度・湿度の管理についてでございます。

また、県からの要請がない場合でも、学校において多数の発症者がいる場合には、学校の設置者が必要に応じて臨時休業を行うことができるというような通知も発出されています。さらに、昨日2月25日付けで、高校入試時に発症している生徒への再度受験の機会を与えることなどの通知が発出されているところです。

県からの通知等を受け、市教委では朝の健康観察を入念に行うとともに、手洗い、うがい、手の消毒の励行とマスク着用について、まずは2月5日に各学校に一斉指導を行いました。同日、教育長が近隣の小学校を訪問し、予防状況について、実際に目で見て学校の実態を確認しているところでございます。さらに、昨日2月25日には熊本県での感染者発生の情報から、各学校において、卒業式やお別れ遠足、年度が変わりまして5月の修学旅行、宿泊学習などの学校行事の在

り方について、最悪の場合を想定して、延期あるいは中止等の準備をしておくよう学校長にメールでお願いをしております。

そして本日、お手元にあるような依頼文を発出してしております。お手元に用意はしてございませんが、学校から保護者にも文書でお願いするようサンプルを付けて依頼しております。ちなみに、3月2日に卒業式を予定している指宿商業高校では、現在のところ実施の方向ではありますが、儀式では生徒にマスクの着用をお願いしております。場合によっては、失礼にあたるのでマスクを取りなさいという指導もありますが、今回の場合は特例ということで、マスクを着けたまま儀式に参加することを認めております。それから、会場に複数の消毒薬の設置をするということですので。

現在のところ、学校行事の中止や延期については予定していませんが、状況によっては、南薩教育事務所や学校医、保健所など関係機関と連携して、やむを得ずそのような形をとらざるをえない場合も想定しているところでございます。また、PTA主催の送別会等の中止を予定している学校もあると聞いております。

以上でございます。

(西森教育長)

市役所としても、部長等の連絡会を開催したり、明日には本部会議を開催いたします。市役所としての取組の方向性が決まったら、またそのことを受けて学校、社会教育施設、社会体育施設の利用者等にも通知を図っていく、そういう流れになるかと思えます。

(七夕職務代理者)

実は昨日、長野県の製菓メーカーのセールスから、コロナウイルスの予防策というものが私のLINEに届きました。内容の信憑性がなかったので、今朝、電話で確認をしたところ、チェーンメールであることが分かりました。携帯は便利な通信手段である反面、このようなデマ情報も流れます。いろいろな情報が錯乱すると思いますので、指宿市の教育委員会としては、教育現場が混乱する前に、正しい情報を基に対処できるようご指導をよろしくお願いいたします。

(西森教育長)

校長宛に先ほどの文書を発出しますし、また学校にも保護者向けに出してくださいと、サンプルを付けて届けておきたいと思えます。今、七夕職務代理者がおっしゃったように、LINEを通して間違った情報を流す人がいるようですが、お互いに気をつけて正しい情報でしないと、パニックになってしまうことも心配されます。

その他で、他に何かございませんか。

(なしの声)

9 閉会

(西森教育長)

以上で、令和2年第2回指宿市教育委員会定例会を閉会いたします。